

# 長期優良住宅認定申請等手数料一覧表（令和4年10月1日より）

## ① 認定申請手数料（第5条関係）

長期優良住宅等計画の認定（新築、増改築）

区 分		登録住宅性能評価機関により 基準適合が認められたもの	左記以外
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用に 供する部分を有しないものに限る。）		8,000 円（ 12,000 円）	47,000 円（ 69,000 円）
共同住宅等	5 戸以下	15,000 円（ 23,000 円）	109,000 円（ 163,000 円）
	5 戸を超え 10 戸以下	26,000 円（ 40,000 円）	174,000 円（ 260,000 円）
	10 戸を超え 25 戸以下	41,000 円（ 62,000 円）	343,000 円（ 514,000 円）
	25 戸を超え 50 戸以下	72,000 円（108,000 円）	614,000 円（ 919,000 円）
	50 戸を超え 100 戸以下	117,000 円（176,000 円）	1,056,000 円（1,580,000 円）
	100 戸を超え 200 戸以下	196,000 円（295,000 円）	1,953,000 円（2,924,000 円）
	200 戸を超え 300 戸以下	245,000 円（367,000 円）	2,790,000 円（4,177,000 円）
	300 戸以上	268,000 円（403,000 円）	3,418,000 円（5,117,000 円）

※ 増築又は改築の場合は（ ）内の額となります。

※ 共同住宅等の場合の申請 1 件（1 戸）あたりの手数料については、表の額を認定申請対象戸数で割った額となります。  
（100 円未満の端数がある場合は切り捨てた額。）

長期優良住宅維持保全計画の認定（建築行為なし）

区 分		登録住宅性能評価機関により 基準適合が認められたもの	左記以外
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用に 供する部分を有しないものに限る。）		12,000 円	62,000 円
共同住宅等	5 戸以下	23,000 円	152,000 円
	5 戸を超え 10 戸以下	40,000 円	244,000 円
	10 戸を超え 25 戸以下	62,000 円	483,000 円
	25 戸を超え 50 戸以下	108,000 円	879,000 円
	50 戸を超え 100 戸以下	176,000 円	1,531,000 円
	100 戸を超え 200 戸以下	295,000 円	2,835,000 円
	200 戸を超え 300 戸以下	367,000 円	4,060,000 円
	300 戸以上	403,000 円	4,970,000 円

※ 共同住宅等の場合の申請 1 件（1 戸）あたりの手数料については、表の額を認定申請対象戸数で割った額となります。  
（100 円未満の端数がある場合は切り捨てた額。）

## ② 変更認定申請手数料（第8条関係）

長期優良住宅等計画の認定（新築、増改築）

区 分		登録住宅性能評価機関により 基準適合が認められたもの	左記以外
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用に 供する部分を有しないものに限る。）		4,000 円（ 6,000 円）	23,500 円（ 34,500 円）
共同住宅等	5 戸以下	7,500 円（ 11,500 円）	54,500 円（ 81,500 円）
	5 戸を超え 10 戸以下	13,000 円（ 20,000 円）	87,000 円（ 130,000 円）
	10 戸を超え 25 戸以下	20,500 円（ 31,000 円）	171,500 円（ 257,000 円）
	25 戸を超え 50 戸以下	36,000 円（ 54,000 円）	307,000 円（ 459,500 円）
	50 戸を超え 100 戸以下	58,500 円（ 88,000 円）	528,000 円（ 790,000 円）
	100 戸を超え 200 戸以下	93,000 円（147,500 円）	976,500 円（1,462,000 円）
	200 戸を超え 300 戸以下	122,500 円（183,500 円）	1,395,000 円（2,088,500 円）
	300 戸以上	134,000 円（201,500 円）	1,709,000 円（2,558,500 円）

※ 増築又は改築の場合は（ ）内の額となります。

※ 共同住宅等の場合の申請 1 件（1 戸）あたりの手数料については、表の額を認定申請対象戸数で割った額となります。  
（100 円未満の端数がある場合は切り捨てた額。）

長期優良住宅維持保全計画の認定（建築行為なし）

区 分		登録住宅性能評価機関により 基準適合が認められたもの	左記以外
一戸建て住宅（人の居住の用以外の用に 供する部分を有しないものに限る。）		6,000 円	31,000 円
共同住宅等	5 戸以下	11,500 円	76,000 円
	5 戸を超え 10 戸以下	20,000 円	122,000 円
	10 戸を超え 25 戸以下	31,000 円	241,500 円
	25 戸を超え 50 戸以下	54,000 円	439,500 円
	50 戸を超え 100 戸以下	88,000 円	765,500 円
	100 戸を超え 200 戸以下	147,500 円	1,417,500 円
	200 戸を超え 300 戸以下	183,500 円	2,030,000 円
	300 戸以上	301,500 円	2,485,000 円

※ 共同住宅等の場合の申請 1 件（1 戸）あたりの手数料については、表の額を認定申請対象戸数で割った額となります。  
（100 円未満の端数がある場合は切り捨てた額。）

## ③ 譲渡人を決定したときの変更認定申請手数料（第9条関係）

1 件につき	1,700 円
--------	---------

## ④ 地位承継の承認申請手数料（第10条関係）

1 件につき	1,700 円
--------	---------

## ⑤ 譲受人の決定の予定時期の変更の手数料

1 件につき	変更認定手数料の額
--------	-----------

長期優良住宅認定申請等手数料一覧表（令和4年10月1日より）